

第 7 回 社会保障審議会 児童部会  
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

菅野委員提出資料

## 第7回虐待防止対策のあり方に関する専門委員会資料

滋賀県彦根子ども家庭相談センター 菅野道英

### 課題（1）児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

#### ☆一時保護所の役割…年齢、課題に関係なく対応しなくてはならない

- (1) 緊急保護…虐待以外に保護者の逮捕や入院、非行児の身柄付き通告にも対応
- (2) 行動観察…具体的な援助指針を定めるため
- (3) 短期入所指導…集中的な治療的関わりのため

#### ☆一時保護所の現状（速報値）

管内(5市6町)人口55万人程の地方の児相の現実。

定員12名、6室、調理室や食堂は隣接の母子生活支援施設、学習室は児相本館。

一時保護：101件、延べ3,172日…1日8.7人 平均在所日数31.4日（虐待37.3日、非行35.7日）

一時保護委託：56件、延べ1,881日…乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、里親、病院など

#### ☆迅速・確実な判断をするために

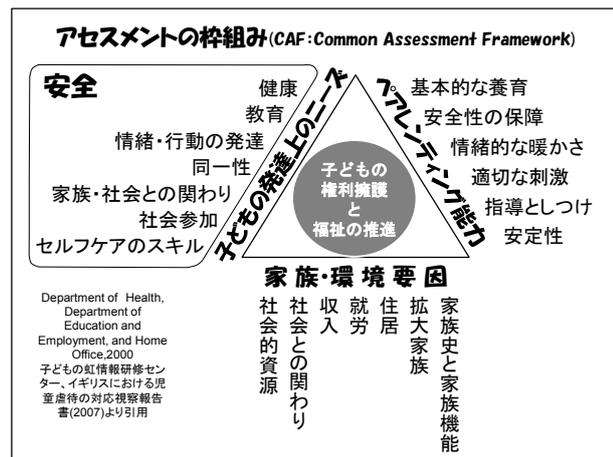
虐待対応は、子どもの発達上のニーズが保障されず、放置できない状態との判断から、介入的にかかわっていくことになる。したがって、どのような危険があるのかをある程度の精度で判断できる情報が必要になる。介入後、子どもの具体的な被害や危険な状況が、子ども本人の特性や保護者の養育能力、家族や環境要因などのどこと関連しているのかを明らかにして支援計画を立てることになる。

現状が重大な事態であったり、さらなる被害が予測される場合は速やかに一時保護を行うのだが、疑いのレベルであっても一時保護を行うこともある。強制的な分離はさまざまな影響を多方面に及ぼすので、その決定のためにはできるだけ速やかで精度の高い情報が必要になる。

したがって調査に素早く取り組める職員の配置と調査への素早い協力が必要となる。

#### ☆一時保護は、目的ではなく手段

現在の安全の確保と未来の安全を確保するための支援過程の手段の一つである。保護すれば解決ではなく、その後の支援が効果的に進むためのきっかけに過ぎない。調査目的のための保護であれ、安全確保のための保護であり、介入するということは、これまでの生活を良くないものと評価されることになり、保護者にとっても子どもにとってもアイデンティティの危機となる。また、保護者の権限を制限し、子どもの自由も制限することになるので、保護の判断には高い精度が必要と考える。さらにできるだけ短期間で援助方針を立てられるような調査・診断が必要と考えるが、介入による対立関係が解消できなかつたり、担当者が並行して多くの案件を抱えていたり、保護解除後の生活のプランニングも難しかつたりするため、保護が長期化する傾向がある。



☆一時保護所に必要なもの

子ども一人ひとりが安全で安心に生活するということが、どのようなものなのかを体験できることが大切になる。そのためには、濃厚な心理的なサポートと個別性に対応できる関わりが必要であり、設備、人員的にも全く足りていない。

☆なんでも児相では解決しない

モデルとしたチャイルド・ガイダンス・センターは機能分化し、独立していった。

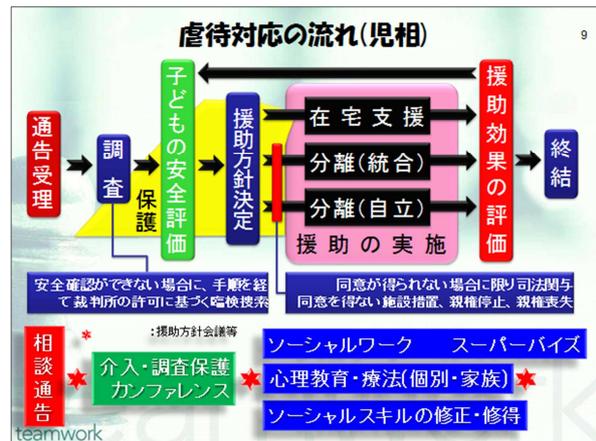
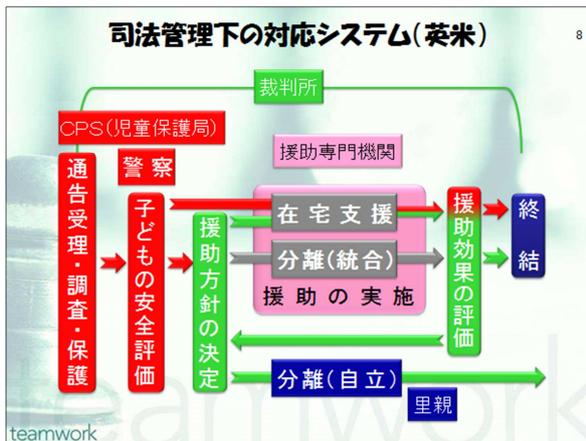
**スタートは一緒だったのだが**

●児童相談所業務に対応する米国の機関

児相業務	対応する米国の機関
養護相談	児童保護局 Child Protection Service
虐待相談	児童権利擁護センター Children's Advocacy Center
非行相談	少年裁判所 Juvenile Court
保健相談	小児病院 Children's Hospital
	地域保健センター Community Health Center
障害相談	精神遅滞/発達障害委員会 Board of MR/DR
	教育委員会 Board of Education
育成相談	Child Guidance Clinic

小野善郎2003「児童相談所と精神科医療との連携・協力に関する研究」

☆児相が大半のことを決めてしまうシステムで良いのだろうか？



親子が別々に暮らすことになった場合、子どもは愛着のある環境や人間関係を破棄し、新たな生活を送ることになり、新たな適応や関係づくりに取り組まなければならない。そのために理想的な環境や支援が用意できているわけではなく、新たなリスクを抱えた線路に乗り換えることになる。

社会は、これらの体験以上の良好な体験を子どもだけでなく、保護者にも提供することが必要になる。

対応機関や対応人員など、対応システムを既存の形にとらわれずにデザインし直すことが必要になっているのではないだろうか。

**課題（2）親子関係の調整のための取組**

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

**☆社会的養護の状況**

対人口比で施設定員の少ない滋賀県の現状…人口140万人余り、児童養護施設4、乳児院1、空きがなく、近隣府県の施設にも措置や一時保護委託を受けてもらっている。

昨年11月の時点で、措置や委託をしている児童数が301名、施設措置は203名、家庭的養護（里親やファミリーホーム）に98名となっている。里親等委託率は32.6%だが、もともとの分母が小さいので、リスクの高い子どもたちが保護者のもとで市町の支援を受けながら生活している。

**☆親子関係再構築支援ガイドライン**

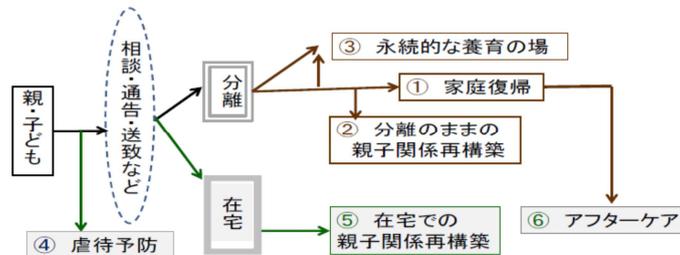
**親子関係再構築支援の種類**

○ 分離となった家族に対して

- ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
- ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
- ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

○ ともに暮らす親子に対して

- ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
- ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
- ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する



**☆通告(相談)から介入・施設入所・家庭復帰までのフローチャート**

別添：社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン P24~25

児童相談所業務の大半は、在宅の支援が中心で虐待以外にも非行や障害など多岐にわたる相談に対応することが求められている。児童虐待対応の専管組織を置いている児相は半数であるが、初期対応チーム(援助方針を定めるまでの調査と診断)をおくものと、相談種別別で受理から終結まで担当するなど、形態、人員ともにさまざまである。

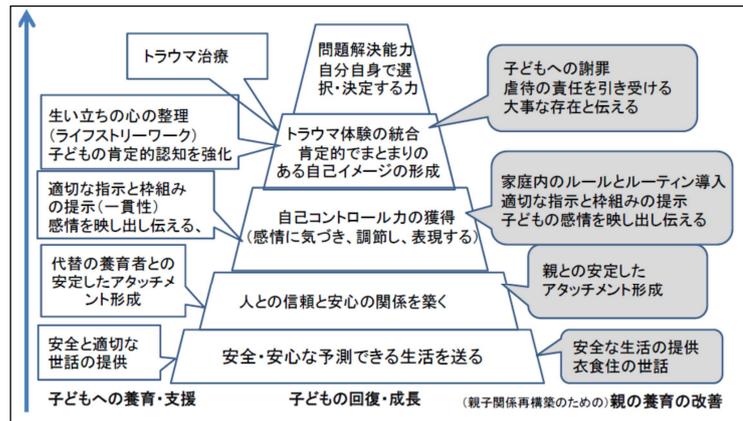
親子再統合に関わる専管組織(担当者)を置く児相は、全体の2割程度で、通常の業務の一環として取り組んでいるところが大半となっている。後述するように、専門的な知識やスキルが必要な業務であり、他職種による専任チームとケース担当チームが協働で業務にあたるのが望ましい。



## ☆親子関係再構築のプロセス

具体的な支援のプロセスは次ページの図にあるように親、子どもそれぞれに対する支援(治療)と関係性に対する支援(治療)を行いながら、家族の問題が虐待の再発につながらないような支援体制を準備していくことで、家庭復帰となっていく。

子どもの育ちを軸に捉えると、右の図のようなものとなり、親、子のそれぞれに丁寧な関わりを行っていく必要があり、高い専門性を持って取り組んでいく必要がある。



### ○ベースになるソーシャルワークの技法

サインズ・オブ・セイフティ (SoS)、パートナリング・フォア・セイフティ (PFS) などのストレングス(強み)・ベースド・アプローチ

### ○プログラムやツール

養育能力の向上のためのペアレントトレーニング (コモン・センス・ペアレンティング (CSP) 、精研式ペアレントトレーニング、トリプルPなど)。保護者の内的課題を解決していくプログラム(マイ・ツリーなど)。保護者と子ども関係性を再構築する (PCIT、CARE、CRCプログラム)。当事者やプライベートな支援者をセイフティプランの実行に参画してもらうための合同ミーティング(ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC))。三つの家・安全の家・ワーズ&ピクチャーズなどのツール。

専門プログラムは、トレーナーの養成課程などがあり、実施には資格取得が必要。

## ☆支援と管理のバランス

家庭復帰の取り組みを行うときにリスクの捉え方による齟齬が生じることがある。

○家族が抱える問題・課題が解決しないことには虐待の再発の可能性があり、家庭復帰はできないとする管理的な立場 (理想的対応)

○リスクが子どもの発達上にニーズを極端に妨げないようなプラン(保護者にできなければ支援者がニーズの保障をする)を立て、支援をしつつモニタリングしていく。子どもの発達保障が一番で、家族問題の解決や保護者の成長はその次とする支援者 (現実対応)

社会が最後まで責任を持って子どもの育ちをサポートできる保障 (人、時間、空間、お金など) ができないので現実路線で対応していくことになる。

# 親子関係再構築に向けた児童福祉施設と児童相談所との連携フロー図

